

(地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第1項に基づく地方公共団体実行計画)

# 安芸市地球温暖化対策実行計画

## 【事務事業編】

ver.3

令和7年度～12年度



令和7年3月

安芸市

## 目 次

|                            |   |
|----------------------------|---|
| 第1章 計画の基本的事項 .....         | 1 |
| 1 目的 .....                 | 1 |
| 2 基準年度及び計画期間 .....         | 1 |
| 3 計画の対象範囲 .....            | 1 |
| 4 対象とする温室効果ガス .....        | 1 |
| 第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標 ..... | 2 |
| 1 基準年度の二酸化炭素排出量 .....      | 2 |
| 2 削減目標 .....               | 3 |
| 第3章 目標達成に向けた取り組み .....     | 4 |
| 1 取り組みの基本方針 .....          | 4 |
| 2 具体的な取り組み .....           | 4 |
| 第4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表 ..... | 6 |
| 1 実行計画の推進体制 .....          | 6 |
| 2 実行計画の進捗状況の調査及び点検 .....   | 6 |
| 3 取り組み状況の公表 .....          | 7 |
| (参考資料) 計画の強化対象施設 .....     | 7 |

## 第 1 章 計画の基本的事項

### 1. 目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）第 21 条第 1 項に基づき市に策定が義務付けられている、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画として策定するもので、安芸市の事務・事業の実施により排出される温室効果ガスを削減することを目的とします。

安芸市では本計画に基づき、平成 27 年度から庁内の省エネ・省資源、廃棄物の減量化など、温室効果ガス削減目標の達成に向けた取り組みを進めています。

#### 地球温暖化対策の推進に関する法律 第 21 条(抜粋)

- 第 21 条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。
- 8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。
- 10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

### 2. 基準年度及び計画の期間

各年度における温室効果ガス排出量の増減を比較するための基準とする年度を令和 5 年度とし、計画期間を令和 7 年度から令和 12 年度までの 5 年間とします。計画達成の目標とする年度は、計画期間最終年度の令和 12 年度とします。

### 3. 計画の対象範囲

計画の対象範囲は、本市が行う全ての事務・事業とし、出先機関を含めたすべての組織及び施設（指定管理委託施設を除く。）を対象とします。

### 4. 対象とする温室効果ガス

本計画で対象とする温室効果ガスは、温対法に定められた 6 種類の温室効果ガスのうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）とします。

## 第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

### 1. 基準年度の二酸化炭素排出量

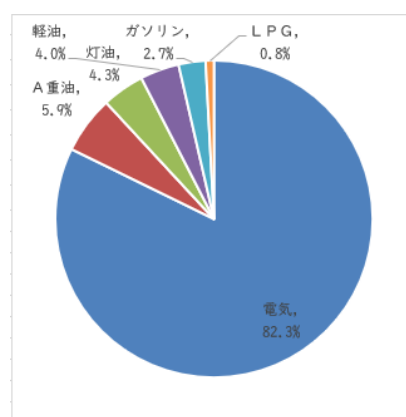
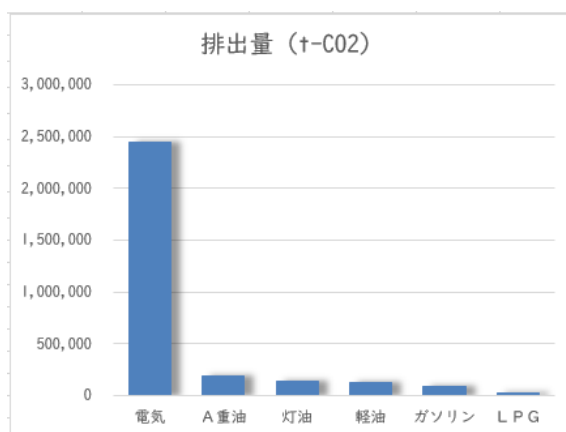
安芸市の事務・事業における基準年度（令和5年度）の二酸化炭素排出量は、3,195,956kg-CO<sub>2</sub> となっています。

また、基準年度の二酸化炭素排出量を要因別に見ると、他人から供給される電気の使用によるものが全体の82.3%を占め、次いでA重油の使用が5.9%、灯油の使用が4.3%となっています。

○基準年度（令和5年度）の二酸化炭素排出量

| 項 目                     |      | 単位             | 使用量         | 排出係数  | 排出量(kg-CO <sub>2</sub> ) | 割合(%) |
|-------------------------|------|----------------|-------------|-------|--------------------------|-------|
| 燃料<br>使用<br>量           | ガソリン | L              | 37,841.8    | 2.32  | 87,793                   | 2.7   |
|                         | 灯油   | L              | 55,404.0    | 2.49  | 137,956                  | 4.3   |
|                         | 軽油   | L              | 49,252.9    | 2.58  | 127,073                  | 4.0   |
|                         | A重油  | L              | 69,150.0    | 2.71  | 187,397                  | 5.9   |
|                         | LPG  | m <sup>3</sup> | 8,959.4     | 3.00  | 26,878                   | 0.8   |
| 電気使用量<br>(一般電気事業者供給分)   |      | kWh            | 4,934,513.3 | 0.496 | 2,447,519                | 82.3  |
| 電気使用量<br>(特定規模電気事業者供給分) |      | kWh            | 410,271.0   | 0.442 | 181,340                  |       |
| 計                       |      |                |             |       | 3,195,956                | 100.0 |

○要因別二酸化炭素排出量と割合



## 2. 削減目標

本計画では、令和 5 年度を基準年として、計画期間の最終年度である令和 12 年度の二酸化炭素排出量を 5%以上削減することを目標とします。

この目標は、エネルギーの使用の合理化に関する法律において、エネルギー使用の合理化の基準として年平均 1%以上の低減を努力目標としていることを参考に設定したものです。

| 項 目                   |       | 単位             | 基準年度排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )<br>令和5年度 | 削減率<br>(%) | 目標年度排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )<br>令和12年度 |
|-----------------------|-------|----------------|----------------------------------------|------------|-----------------------------------------|
| 燃<br>料<br>使<br>用<br>量 | ガソリン  | L              | 87,793                                 | 5          | 83,403                                  |
|                       | 灯油    | L              | 137,956                                | 5          | 131,058                                 |
|                       | 軽油    | L              | 127,073                                | 5          | 120,719                                 |
|                       | A重油   | L              | 187,397                                | 5          | 178,027                                 |
|                       | L P G | m <sup>3</sup> | 26,878                                 | 5          | 25,534                                  |
| 電気使用量                 |       | kWh            | 2,628,859                              | 5          | 2,497,416                               |
| 計                     |       |                | 3,195,956                              | 5          | 3,036,158                               |

## 第3章 目標達成に向けた取り組み

### 1. 取り組みの基本方針

本計画の目標達成のため、(1) 各職場での日々の取り組み、(2) 施設・設備の改善等の2つを「地球温暖化対策の柱」として掲げ、具体的な行動内容を示すことで二酸化炭素排出量削減に向けた取り組みを推進します。

なお、別表に掲げる施設を計画の対策強化対象として位置付け、重点的に取り組みます。

### 2. 具体的な取り組み

#### (1) 各職場での日々の取り組み

##### (ア) 省エネルギー対策の推進

##### ①電気使用量の削減

(照明・OA機器・空調)

- ・ 始業前、昼休み、終業後は、業務に支障の無い範囲での消灯を徹底します
- ・ 時間帯、天候及び場所等を考慮し、業務に支障の無い範囲で間引き照明とします
- ・ 時間外勤務、休日出勤をする場合は、必要な部分の照明だけを点灯します
- ・ 会議室、給湯室、トイレなどは、使用時のみ点灯します
- ・ パソコン、コピー機、プリンター等は、省電力モードを活用します
- ・ 退庁時、可能なものは電源ケーブルをコンセントから抜きます
- ・ 空調機の適正な温度管理、定期的な清掃を徹底します

(その他)

- ・ クールビズ、ウォームビズを積極的行います
- ・ 可能な限りエレベータの利用を控え、階段を利用します

##### ②燃料使用量の削減

- ・ 近距離の移動には、徒歩または自転車を利用します
- ・ 公用車を使用するときは、相乗りや合理的な巡回ルートを心がけるとともにエコドライブを実践します
- ・ 公用車から離れるときは、必ずエンジンを切り、無駄なアイドリング

は控えます

- ・ 定期的な公用車の点検、整備を図り、適正な維持管理を行います

## (イ) 省資源化の推進

### ①紙の使用量の抑制

- ・ 両面コピー、両面印刷の積極的な活用や使用済み用紙の裏面使用を徹底します
- ・ 資料の簡素化や部数の最小化を図り、印刷部数を削減します
- ・ 関係機関への連絡は、可能な限り電子メールを活用し、紙文書の送付を必要最小限とします
- ・ 庁内の連絡には、電子掲示板や電子メールを活用し、文書の配布を削減します
- ・ 課内の連絡には、回覧、掲示板を活用し、文書の配布を削減します

### ②その他

- ・ 不要となった物品等は庁内で情報を共有し、再利用に務めます
- ・ 資源物の分別を徹底し、廃棄物を削減します
- ・ 再資源化による商品や環境に配慮した商品の購入に務めます

## (2) 施設・設備の改善等

### (ア) 施設・設備の省エネルギー対策の推進

- ・ 公用車の購入や更新にあたっては、ハイブリッド自動車、電気自動車等の低公害車及び低燃費車の導入を推進します
- ・ 家電製品等の備品や蛍光灯等の消耗品の購入、更新にあたっては、エネルギー消費効率の高い商品を積極的に選択します
- ・ 施設を管理する指定管理者や管理業務の受託者が使用する電気や燃料使用量を把握し、省エネルギー化に向けた適切な指導に務めます
- ・ 施設の新築や改築にあたっては、断熱性の高い材料使用や自然採光・自然通風に配慮した構造を積極的に採用し、適正な管理に務めます

### (イ) 再生可能エネルギーの導入推進

- ・ 施設の新築や改築にあたっては、太陽光エネルギー等、自然エネルギーの導入を検討します

## 第4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

### 1. 実行計画の推進体制

地球温暖化対策を推進するためには、全職員が日々の業務を遂行していく中で、常に省エネルギー化を意識し、行動する必要があります。

このため、本計画を実行するにあたり、各課等に実行計画推進担当者を1名以上置き（各所属課長等が選任）、各所属課等において本計画の取り組みを推進するとともに、実行計画担当課と協力して目的達成に向けた取り組みを進めていきます。

#### （1）各所属課長等の役割

- ・本計画の対象範囲である施設及び事務・事業の責任者であり、本計画に関する施策決定を行うとともに、対応策等について各職場へ適宜指示を行います
- ・実行計画推進担当者（1名以上）を選任します
- ・本計画の内容等を課員等に伝達し、取り組みを推進します

#### （2）実行計画推進担当者の役割

- ・各所属課等における本計画の実施状況を随時確認するとともに、使用エネルギー量を定期的に把握及び記録します。
- ・本計画の実施状況及び使用エネルギー量を実行計画担当課に年1回報告します

#### （3）実行計画担当課の役割

- ・実行計画の担当課は環境課（環境保全係）とします
- ・計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行います

### 2. 実行計画の進捗状況の調査及び点検

実行計画担当課は、実行計画推進担当者から毎年度報告を受ける本計画の実施状況を点検するとともに、エネルギー使用量を集計し、基準年度との比較を行います。

この結果から本計画に掲げる二酸化炭素排出量の削減目標について達成状況を確認し、必要に応じて、取り組み内容の改善や本計画の見直しを行います。

### 3. 取り組み状況の公表

本計画の進捗状況等については、広報及びホームページにより公表します。

(別表) 計画の強化対象施設

| 管理課等    | 二酸化炭素排出量削減計画強化対象施設  |
|---------|---------------------|
| 共通      | 公用車                 |
| 財産管理課   | 市役所庁舎               |
|         | 公園                  |
|         | 駅前交流施設              |
| 健康介護課   | 健康ふれあいセンター「元気館」     |
| 危機管理課   | 防犯灯                 |
| 環境課     | 一般廃棄物最終処分場          |
|         | リサイクルプラザ            |
|         | 清浄苑                 |
|         | 火葬場「杜の聖苑」           |
| 福祉事務所   | 保育所                 |
|         | 児童センター              |
| 消防本部    | 消防・防災センター           |
|         | 分団屯所                |
| 農林課     | ポンプ（東山・宝永）          |
| 商工観光水産課 | ふるさと童謡トイレ(旧物産センター)  |
|         | 道の駅大山トイレ            |
| 上下水道課   | 上下水道課庁舎             |
|         | 水道施設（水源地・配水池・ポンプ施設） |
|         | 浄化センター              |
|         | 農業集落排水施設（赤野・奈比賀地区）  |
|         | 雨水・汚水ポンプ施設          |
| 教育委員会   | 小学校                 |
|         | 中学校                 |
|         | 市民図書館               |
|         | 女性の家                |
|         | 市民会館                |
|         | 学童保育所               |
|         | 体育館                 |
|         | 武道館                 |
|         | 書道美術館               |
|         | 歴史民俗資料館             |
|         | 総合運動場               |
|         | 市民館                 |
|         | 公民館                 |